



本庄市児玉郡広域聴覚障害者福祉協会

事務局長 小林 秋江さん 会長 浅見 正一さん

「買い物や病院などに行く時、しっかり説明を聞きたいのに、筆談という形で制約されてしまい、十分な情報が得られないことがあります。生まれつき耳の聞こえない人にとって、筆談は簡単ではなく、文章だけでは意味がつかめない人が多々います。文章の『て』に、を・は』の違いの理解が難しく、文書の説明を手話通訳の方にお願ひすることもあります。手話通訳なしの

手話は「言葉」であり「言語」。そして私たちの生きる力です。

筆談では1時間かかることも、通訳があれば5分で済むなんてこともあるんです」と、日常のさまざまな場面を感じるもどかしさを語るの浅見さん。また、口の動きを読んでいることを理解するのは、得意な人、不得意な人と個人差があるそう。小林さんは「掃除（そうじ）」と『葬儀（そうぎ）』は口の動きが同じなんです。自治会の集まりで掃除があったとき、掃除に行くのか葬儀に行くのか分からなくて服装に戸惑った経験がありました」と苦笑い。「手話だと全然手の形が違うので、勘違いは起こらないんですよ」と、手話が生活に欠かせない存在だということを教えてくれます。

また、時に手話が音声言語より優れていると感じる場面もあるとのこと。浅見さんは「ダイビングが好きで、子どもとダイビングするので、手話なら水中でもコミュニケーションが取れるので、インストラクターの方に「羨ましい」と言われたことがあります。最後に浅見さんは、「私にとって手話は『言葉』であり『言語』。そして『生きる力』です。持田徹さんの精神を受け継ぎ、手話が言葉、そして言語であることを広めていきたい。そのための研究、工夫を今後進めて行きたいと思っています」と、これからの決意を語ってくれました。

まずは簡単な手話を覚えてみましょう

【ありがとう】



手の甲に他方の手を直角に乗せ、その手を挙げます。

【こんにちは】



両手の人差し指を立てて向い合せた状態から、指先を曲げます。(挨拶の意味)。

【お願いします】



顔の中央あたりで片手を立てたまま前方に下げます。

手話はろう者だけに必要なのではなく、ろう者の声を聞くために、健聴者にも必要なものです。

手話をはじめたのは8年程前で、病院で働いていた当時、聴覚に障害のある患者さんとコミュニケーションを取りたいと思い、広報で見た手話講習会に参加したことがきっかけでした。手話を通して、これまでの生活ではつながらなかったのになかたまたまさまざまな人と出会い、自分の世界が広がったように感じています。手話通訳者はよく「ろう者の代理人」のように思われ、病院などでろう者本人の代わりに書類を渡されたりすることがありますが、ろう者は情報さえあれば自分で判断できるんです。そうした理解がもっと広がればいいなと思います。

今回の条例制定は、多くの人が手話を知るきっかけとなるのではないかと思います。手話通訳者は人数も少なく、若い人のなり手が少ないのが現状です。手話はろう者だけに必要なのではなく、ろう者の言葉を理解するために健聴者にも必要なものです。まずは手話を知ってほしい。そして手話通訳者が増えることを期待しています。手話が広まって、誰もが日常の些細な情報を手話で伝えられるようになり、手話通訳者は、通訳がどうしても必要という場面にだけ呼ばれるくらいにまで手話が身近になつて、ろう者が暮らしやすい社会になることを願っています。



本庄市児玉郡 広域手話通訳問題研究会 条例担当 本間 実穂さん

手話を身近なものにする環境づくり

今回の本庄市手話言語条例の施行により、市では今後、手話への理解を深め、手話を使いやすい環境にするための取り組みを進めていきます。すでに行っている手話通訳者派遣事業などの意思疎通支援事業をより充実させるほか、手話通訳者養成講座や、平成30年度市民総合大学等で手話講座を開催するなど、手話を学べる機会を増やします。また、行政機関で手話による意思疎通を図れるよう、市職員への研修等も計画しています。

しかし、ろう者が安心して暮らせる社会の実現には、市民一人ひとり、また、事業者の皆さんの手話への理解が必要不可欠です。

手話で心をつなぐために

手話で思いを伝えられる社会を目指して

母国語を自然と獲得し、日々の生活の中で使いこなすように、手話が普及し、家庭や学校、職場や地域社会などあらゆる場面で、当たり前のように手話で会話できれば、手話も私たちの生活に根差したものとなり、言語として、自然と引き継がれていくのではないのでしょうか。

誰もが手話で意思を伝えられる社会になれば、今よりもっと多くの人と、互いに向き合うことができるようになるかもしれません。

講座等につきましては、広報ほんじょう等で随時お知らせします。身近な場所での講座ですので、ぜひご参加ください。★障害福祉課 ☎1125・FAX1963

